

行橋市体育施設等

(行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園)

指定管理者募集要項

(案)

令和7年9月

行橋市

目 次

1. 指定管理者制度導入の目的	P 1
2. 行橋市体育施設等（行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、 行橋総合公園の設置目的・概要	P 1
3. 指定管理者が行う管理の基準	P 4
4. 指定管理者の業務等	P 4
5. 施設の管理運営に関する経費	P 4
6. 施設管理及び運営方針等	P 5
7. 最低要求水準及び指定管理料上限価格の設定	P 6
8. 事業実施状況の確認・評価	P 6
9. 指定期間及び協定	P 6
10. リスク分担	P 7
11. 指定管理者の管理状況の把握と確認	P 7
12. 応募資格	P 7
13. 提出書類	P 8
14. 申込書配付・提出先及び提出期限	P 9
15. 質問事項の受付	P 10
16. 指定管理者の選定に関する事項	P 11
17. 指定管理者の指定及び決定に関する事項	P 13
18. 応募に関する留意事項	P 15
19. 問い合わせ先	P 15
申請書等様式集	
指定管理者指定申請書（様式第1号）	P 17
申立書（様式第2号）	P 18
指定施設の管理に係る事業計画書（様式第3号）	P 19
指定施設の管理に係る収支予算書（様式第4号）	P 22
変更事項届出書（様式第7号）	P 23
質問票	P 24
辞退届	P 25
指定管理者現地説明会参加申込書兼連絡先届出書	P 26

1 指定管理者制度導入の目的

平成15年9月の地方自治法の改正前は、公の施設については、公共団体、公共的団体などのほか、一定の要件を満たす地方公共団体の出資法人に限り、その管理を受託できるとされていました。

しかし、地方自治法改正により、株式会社などの営利企業やNPO法人、市民グループなどを指定管理者として公の施設の管理運営を委任できる、指定管理者制度が導入されることとなりました。

指定管理者制度は、営利企業に対しても公の施設の管理運営を委任できるようにしており、この目的は、多様化する住民ニーズに対してより効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理について民間のノウハウを活用することにより、住民サービスの向上を図ることにあります。

行橋市及び行橋市教育委員会（以下「市」という。）においても、指定管理者独自のノウハウを最大限に活用することにより、市民サービスの向上及び施設の集客向上を促進し、これにより施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者制度を導入しております。

このたび、行橋市体育施設等（行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園をいう。以下同じ。）について、令和8年4月1日からの指定管理者の選定にあたり、広く事業者を公募し、一括での指定管理運営について各事業者の創意工夫のある提案を募集します。なお、一部施設のみ指定管理はできません。

施設の管理運営業務に関心のある団体は、この募集要項に記載している内容を十分ご確認の上、ご応募ください。

2 指定管理施設の設置目的・概要

行橋市体育施設

設置目的

行橋市体育施設は、市民の健康の増進及びスポーツの振興並びに文化の向上を図ることを目的として設置されました。

施設概要

（1）施設の名称	行橋市民体育館
所在地	行橋市大字今井3759番地
建設年度	昭和62年4月
規模	敷地面積 9,000 m ²
	建築面積 4,049 m ²

	施設内容	延床面積 4,530 m ² (1階 3,260 m ² 、2階 1,270 m ²) アリーナ、トレーニング室、会議室 3 室 観覧席 1, 210 席
(2)	施設の名称	行橋市弓道場
	所在地	行橋市大字今井 3 7 5 2 番地
	建設年度	昭和 6 3 年 4 月
	規模	敷地面積 720 m ² 建築面積 239.42 m ² 延床面積 187.21 m ²
	施設内容	射場 6 人立
(3)	施設の名称	行橋市武道館
	所在地	行橋市大字今井 3 7 7 0 番地
	建設年度	昭和 6 3 年 1 1 月
	規模	敷地面積 3,207.4 m ² 建築面積 1,608 m ² 延床面積 1,282.74 m ²
	施設内容	観覧席 1 2 8 席
(4)	施設の名称	行橋市庭球場
	所在地	行橋市大字今井 3 7 8 4 番地
	建設年度	平成 3 年 5 月
	規模	敷地面積 8, 0 0 0 m ²
	施設内容	人工芝コート 8 面 管理棟 1 棟 照明塔 3 0 基
(5)	施設の名称	行橋市サッカー場
	所在地	行橋市大字葦島 9 1 3 番地
	開設年度	平成 2 8 年 4 月
	規模	敷地面積 2 9, 0 0 0 m ²
	施設内容	人工芝サッカーグラウンドコート (少年用 2 面兼用) 陸上 400m トラック (土・ラインなし) 管理棟 1 棟 照明塔 8 基
(6)	施設の名称	多目的グラウンド
	所在地	行橋市大字今井 3 7 6 7 番地
	建設年度	平成 8 年 4 月

規 模	敷地面積 24,260㎡
施 設 内 容	野球1面、サッカー2面、ソフトボール4面等に対応の真砂土グラウンドコート 管理棟 1棟 国旗掲揚台3本

行橋市宿泊型研修施設

設置目的

行橋市宿泊型研修施設は、市民の文化と教養の向上及び青少年の健全な育成、またスポーツやレジャーを通じて余暇の充実を図る目的として設置されました。

施設概要

(1) 施設の名称	行橋市研修センター（敷地面積8,330㎡）
所在地	行橋市大字今井3758番地
開設年月日	平成元年4月1日
施設内容	1 階 第1研修室（120名収容）、第2研修室（45名収容）、第3研修室（和室：18名収容）、食堂（120名収容）、浴室（男女各13名収容）、トイレ（男女）、ラウンジ、事務室、医務室、会議室等 2 階 宿泊部屋（ベッド各8名×8部屋）、（和室各8名×3部屋、12名×4部屋）洗面所兼トイレ（男女）、洗濯室、談話室等 その他 利用者駐車場等
(2) 施設の名称	行橋市オートキャンプ場（敷地面積9,840㎡）
所在地	行橋市大字葦島895番地
開設年月日	平成25年4月1日
施設内容	オートサイト 8区画 テントサイト 5区画 炊飯棟 3棟

行橋総合公園

設置目的

行橋総合公園は、市のスポーツ及びレクレーション活動の中心施設として設置されました。

施設概要

施設の名称	行橋総合公園
所在地	行橋市大字今井字陣山地内
開設年月日	昭和63年3月31日（当初）
公園面積	213,000㎡
主要な施設	芝生広場、子供広場、エントランス広場、野外ステージ、自然観察池、噴水、園路、パーゴラ、ベンチ、遊具、水飲み場、駐車場、公衆便所、樹木等

3 指定管理者が行う管理の基準

行橋市体育施設等の管理にあたっては、本要項のほか、次の各項に掲げるもの及び施設の管理、運営上必要な法令等に基づき行って下さい。なお、指定期間中に法令等に改正があった場合には、改正された内容に基づくものとします。

- (1) 地方自治法及び地方自治法施行令
- (2) 行橋市都市公園条例及び同施行規則
- (3) 行橋市宿泊型研修施設条例及び同施行規則
- (4) 行橋市体育施設条例及び同施行規則
- (5) 行橋市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則
- (6) 行橋市情報公開条例及び同施行規則
- (7) 行橋市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (8) 行橋市会計規則
- (9) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

4 指定管理者の業務等

行橋市体育施設等（行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園）指定管理仕様書（以下、仕様書とする）にて確認してください。

5 施設の管理運営に関する経費

仕様書の収支状況等を参考に、収支予算書を作成してください。

(1) 経費の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、年度ごとに指定管理料を支払います。なお、支払金額や時期、方法は協定にて定めます。

(2) 管理口座

経費は、団体等自身の口座とは別の口座で管理して下さい。

6 施設管理及び運営方針等

(1) 施設等の運営に関する事項

- ① 市及び行橋市体育協会が実施する行事等について、前年末に策定する年間事業計画に基づき、他に優先して予め施設等の利用ができるものとする。

また突発的に国県等の要請により行橋市体育施設等を利用せざるをえなくなった場合は、その都度指定管理者と協議すること。

- ② 月次報告書を作成し、毎月終了後10日以内に市に報告すること。
③ 事業報告書等を作成し、毎年度終了後60日以内に市に報告すること。

事業報告書とは別に、市とモニタリング項目を協議の上、モニタリングチェックシートを作成し、その項目についてのモニタリングを毎年度定期的実施すること。

- ④ 指定管理者は、自らのリスクに対し、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、保険加入にかかる費用は指定管理者が負担するものとします。

- ⑤ 利用促進に関すること。

ア 集客のための広報宣伝活動を行うこと。

イ 集客のための取組みを行うこと（内容については市と協議を行うこと）。

ウ アンケート等による利用者の意見把握に努めること。

(2) クレーム対応に関する事項

各施設の利用者からのクレームについては、指定管理者において対応すること。

ア 誠意ある対応（受付）を行うこと。

イ 速やかに善後策を講じること。

ウ 対応後は、遺漏なく市へ文書により報告すること。

(3) 従業員等の雇用等に関する事項

- ① 施設の管理運営にあたり、必要な人員を常時配置すること。
② 従業員の勤務形態は、施設の運営に支障がない範囲で勤務すること。
③ 従業員に対して、施設の運営に必要な研修を実施すること。

(4) 施設及び設備の維持管理に関する事項

- ① 適正な運営のため、施設設備等に関する保守管理（清掃・警備等を含む。）を行うこと。
- ② 施設の維持管理業務を他に委託し、又は請負わせてはいけません。ただし、事前に市へ申請し、書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

(5) その他

- ① 管理責任者及び防火管理者を配置し、その者の氏名を市に報告すること。
- ② 緊急時対策、防犯・防災対策等について、マニュアル等を作成し、従業員に指導を行うとともに市に報告すること。
- ③ 個人情報保護の体制を取り、従業員に周知徹底を図ること。

7 最低要求水準及び指定管理料上限価格の設定

- (1) 行橋市体育施設等の運営管理に対して市が要求する最低水準は、原則、前年度（令和6年度）実績以上の施設利用者数及び施設利用料収入額とします。
- (2) 行橋市体育施設等の5年間の合計指定管理料の予定上限金額は、574,165,000円（消費税及び地方消費税を含む）とします。予定上限金額を超える提案があった場合は、失格とします。

8 事業実施状況の確認・評価

市は指定期間中の指定管理者の業務の実施状況や施設の管理状況を把握し、必要なサービス水準を確保するための確認・評価（モニタリング）を行います。モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

また、指定期間中、大幅に収入、支出が増減する場合は、市と指定管理者との協議により、指定管理料を改定するものとします。

9 指定期間及び協定

(1) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定しており、市議会の議決を経て正式に決定されます。

ただし、市が管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止すること

ができるものとします。なお、指定の取り消し、管理業務の停止に伴い、市に対する賠償責任は請求できません。一方、市が損害を受けた場合は、指定管理者に対する損害賠償を請求する場合があります。

(2) 指定管理者との協定締結

協議に基づき、基本協定と年度協定を締結します。協定は主に以下の項目について定めます。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項（利用料金の設定がある場合に限る）
- ④ 事業報告に関する事項
- ⑤ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うにあたって知り得た秘密の保持に関する事項
- ⑧ その他市が別に定める事項

10 リスク分担

行橋市体育施設等（行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園）仕様書にて確認してください。

11 指定管理者の管理状況の把握と確認

- (1) 市は、事業報告書に記載する内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が協定書に示す管理の基準等を満たしているかについて確認します。
- (2) 市は、必要があると認めるときは、指定管理者に事前に通知した上で、施設等の維持管理及び経理状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認します。

12 応募資格

(1) 応募者の参加資格要件

- ① 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有する法人（指定管理者の指定の議決後、事業所等を設置するものを含む）その他の団体
※法人格の有無は問いませんが、個人は応募できません。
- ② 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は第167条の4第2項の規定により、申請書類提出時点において、一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等の措置を受けている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 行橋市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 行橋市に納めるべき使用料、手数料等に滞納がある者
 - ク 行橋市の市税に滞納がある者
 - ケ 国税及び地方税に滞納がある者
- ③ 施設を管理運営するにあたり、団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
 - ④ 施設を管理運営するにあたり、必要な資格、免許等を有していること。
 - ⑤ 団体の代表者、役員又はその従事者（職員）が暴力団等の構成員その他指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、施設の性質・目的に応じ、団体が施設の管理運営を行うにあたって不可欠の事項がないこと。

13 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を行橋市役所東棟3階教育委員会スポーツ振興課に提出して下さい。なお、市が必要とする場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- (5) 指定施設の管理に係る事業計画書（様式第3号）及び指定期間における

各年度の収支予算書（様式第4号）

※ 収支予算書については、行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園の内訳がわかるように作成して下さい。

- (6) 前事業年度の団体の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- (7) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (8) 現事業年度の団体の収支予算書及び事業計画書
- (9) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (10) その他市が必要と認める書類

14 申込書配布・提出先及び提出期限

(1) 配布場所及び提出先

〒824-8601

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市教育委員会スポーツ振興課（市役所東棟3階）

TEL 0930-25-1111（代表） 内線 1331・1335

FAX 0930-24-3441

MAIL sportsshinkoka@city.yukuhashi.lg.jp

(2) 配布期間

令和7年9月10日（水）から令和7年10月10日（金）までの8時30分から17時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出期間

令和7年9月10日（水）から令和7年10月10日（金）までの8時30分から17時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(4) 提出方法

提出期間中に行橋市教育委員会スポーツ振興課へ持参、又は簡易書留郵便にて提出して下さい（いずれの場合も提出期間内必着とします）。

(5) 提出部数

正本1部及び副本15部

なお、副本には名称、マークその他、申請者が特定できる情報は黒塗りすること。市が黒塗りが不十分と判断した場合は、黒塗り箇所を追加することがあります。

15 質問事項の受付

(1) 問合せ先

① 行橋市体育施設

〒824-8601

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市教育委員会スポーツ振興課（市役所東棟3階）

TEL 0930-25-1111（代表） 内線 1331・1335

FAX 0930-24-3441

MAIL sportsshinkoka@city.yukuhashi.lg.jp

② 行橋市宿泊型研修施設

〒824-8601

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市教育委員会生涯学習課（市役所東棟3階）

TEL 0930-25-1111（代表） 内線 1336

FAX 0930-24-3441

MAIL shougaku@city.yukuhashi.lg.jp

③ 行橋総合公園

〒824-8601

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市都市整備部土木課（市役所西棟3階）

TEL 0930-25-1111（代表） 内線 1395・1396

FAX 0930-24-3441

MAIL doboku@city.yukuhashi.lg.jp

(2) 受付期間

令和7年9月10日（水）から令和7年10月2日（木）までの8時30分から17時までとします。ただし、土曜日、日曜日祝日を除きます。

(3) 受付方法

質問票（別紙様式）に記入の上、電子メール、ファクシミリ、郵送等で行うものとします。電話での質問は、原則として受け付けません（電子メール、ファクシミリ、郵送の場合、上記期限までに必着したものに限り受け付けます）。

(4) 質問への回答

令和7年10月7日（火）に、同日における質問者及び応募参加者全員に電子メールで回答のうえ、ホームページ上に掲載します。

16 指定管理者の選定に関する事項

(1) 申請書等の確認

指定申請書等応募に必要な書類の提出後、事務局が応募者の基準及び資格等の確認を行います。

(2) 選定委員会による審査

選定にあたっては、次頁の選定基準に基づき、選定委員会による審査を行います。なお、審査においては、「2 管理運営事業計画の適確性」の提案を特に重視します。

また、選定基準のうち、「1 (1) 施設の管理運営（指定管理業務）」に対する理念、基本方針」や「1 (2) 安定的な人的基盤や財政基盤」、「2 (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性」や「2 (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など」は、最低限満たしておくべき条件であり、この項目が一定のレベルに達していないと市及び委員会が判断する場合などは、落選となる場合があります。

また、審査における得点が6割未満であった場合は、審査結果の順位に関わらず落選とします。

選定基準	選定のポイント	配点
1 指定管理者としての適性		15
(1) 施設の管理運営 (指定管理業務)に 対する理念、基本方 針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。	5
(2) 安定的な人的基盤 や財政基盤	○長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	5
(3) 実績や経験など	○過去10年間に同様、類似の業務(社会教育施設、体育施設、都市公園の管理業務)の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。	5
2 管理運営計画の適確性		85
【有効性】		35
(1) 施設の設置目 的の達成に向け た取り組み	○施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ※複数の施設を一括して管理する場合 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。	15
(2) 利用者の満足 向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。	20

【効率性】		30
(3) 指定管理料及び収入	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。	15
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。	15
【適正性】		20
(5) 管理運営体制など	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	10
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。 ○利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。	10

(3) 審査結果の公表

審査結果は、申請があった団体に令和7年10月下旬に通知します。

17 指定管理者の指定及び決定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補として選定された団体と協議成立後、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程し、議会議決後に指定管理者として指定します。議会の議決を得られなかった場合において、市及び委員会に対する損害賠償の請求はできません。

(2) 全体スケジュール

- ① 指定管理施設・募集要項及び業務仕様書の公表
令和7年9月10日(水) ホームページ
- ② 募集要項配布
令和7年9月10日(水) から10月10日(金)
8時30分から17時までに教育委員会スポーツ振興課で配布
又はホームページからダウンロードしてください。
- ③ 質問受付
令和7年9月10日(水) から令和7年10月2日(木) 17
時まで
- ④ 質問への回答
令和7年10月7日(火) に、同日における質問者及び応募参加
者全員に電子メールで回答のうえ、ホームページに掲載します。
- ⑤ 現地説明会
令和7年9月29日(月) (予定)
参加を希望される団体は、令和7年9月25日(金) 17時まで
に現地説明会参加申込書兼連絡先届出書(別紙様式)を問い合わ
せ先まで電子メール、ファクシミリ、郵送で提出してください。
期限までに必着したものに限り受け付けます。時間や場所など詳
細は別途お知らせします。
- ⑥ 募集締切り
令和7年10月10日(金) 17時
- ⑦ 候補者の選定(プレゼンテーション)
令和7年10月23日(木)
※詳細な時間は所管課より連絡します。
- ⑧ 選定結果の通知
令和7年10月下旬(予定)
- ⑨ 議会の議決
令和7年12月下旬(予定)
- ⑩ 指定の通知及び告示
令和7年12月下旬(議決後)
- ⑪ 基本協定の締結
令和7年1月下旬(予定)
- ⑫ 管理の開始
令和8年4月1日(水)

18 応募に関する留意事項

(1) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（別紙様式）を提出してください。

(5) 費用の負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6) 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は、市並びに作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

19 問い合わせ先

(1) 行橋市体育施設に関すること

〒824-8601

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市教育委員会スポーツ振興課（市役所東棟3階）

TEL 0930-25-1111（代表） 内線 1331・1335

FAX 0930-24-3441

MAIL sportsshinkoka@city.yukuhashi.lg.jp

(2) 行橋市宿泊型研修施設に関すること

〒824-8601

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市教育委員会生涯学習課（市役所東棟3階）

TEL 0930-25-1111（代表） 内線 1336

FAX 0930-24-3441

MAIL shougaku@city.yukuhashi.lg.jp

(3) 行橋総合公園に関すること

〒824-8601

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市都市整備部土木課（市役所西棟3階）

TEL 0930-25-1111（代表） 内線 1395・1396

FAX 0930-24-3441

MAIL doboku@city.yukuhashi.lg.jp

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

行橋市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印
連絡先（電話）

下記の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、行橋市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

施設の名称

施設の所在地

添付書類

- 1 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 2 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- 3 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）
- 4 指定施設の管理に係る事業計画書（様式第3号）及び指定期間における各年度の収支予算書（様式第4号）
- 5 前事業年度の団体の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- 6 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- 7 現事業年度の団体の収支予算書及び事業計画書
- 8 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

申 立 書

行橋市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

連絡先（電話）

印

下記の理由により国税及び地方税の納税義務がないことを申し立てます。

記

（理由）

様式第3号（第4条関係）

指定施設の管理に係る事業計画書

施設の名称 _____

団体名			
代表者名		設立年月日	
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
現在運営している類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 至

事業計画の内容

<p>【管理運営を行うに当たっての経営方針】</p>
<p>【安全面に関する方策】</p>

【施設の管理】

- 1 職員配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）
- 2 職員の研修計画

【施設の運営】

- 1 自主事業計画（事業名、内容、実施年度・時期、回数等）※別様可
- 2 サービスを向上させるための方策
- 3 利用者の要望の把握及び実現策
- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- 5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

【個人情報の保護の措置】

【緊急時対策】

- 1 防犯、防災の対応

2 その他緊急時の対応

【団体の理念】

1 団体の経営方針等

2 指定管理者の指定を申請した理由

3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

【その他特筆事項】

変 更 事 項 届 出 書

行橋市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先（電話）

指定管理者の指定の申込み時に提出した申請書等の書類の内容に変更を生じたので、
下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 変更の内容

年 月 日

質 問 票

指定管理者募集要項又は同仕様書の内容について、下記の事項について質問します。

団体名

代表者氏名

印

連絡先(電話)

(FAX)

(E-mail)

施設名	
質問事項	募集要項 ・ 仕様書 ・ その他 ※該当する項目に○印を付けてください。
質問箇所 (ページ数)	
質問項目	
質問内容	

平成 年 月 日

辞 退 届

行橋市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先(電話)

平成 年 月 日付で申請した、_____における指定管理

※施設名を記入して下さい。

者指定申請について、都合により辞退します。

年 月 日

指定管理者現地説明会参加申込書兼連絡先届出書

行橋市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先（電話）

指定管理者の募集に係る現地説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

指定管理施設名	
参加希望者	

※各団体3名以内とします。

指定管理者の募集に関する連絡先は、下記とします。

【連絡先】

担当者.....

所 属.....

役 職.....

電 話..... F A X.....

E-mail.....